

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、不正利用対策を講じている。

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	①障害認定に関する申請の受付 ②資格の取得、喪失に係る届出の受付 ③被保険者証の交付、再交付の申請の受付 ④更新時の旧被保険者証の提出の受付 ⑤被保険者証の引渡し ⑥被保険者証の返還の受付 ⑦被保険者資格証明書に係る③～⑥の事務(交付申請を除く) ⑧保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 ⑨原爆一般医療費の支給等に関する届出の受付 ⑩上記の事務に付随する事務
③システムの名称	宛名システム、後期高齢システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 83の項(主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項(主務省令第43条の2の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-1-① 事務の名称	後期高齢者医療関連事務基礎項目評価書	後期高齢者医療関連事務	事後	
令和1年6月26日	I-1-③ システムの名称	システムCOKAS R/AD II (後期高齢システム、収納管理システム、滞納管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム	宛名システム、後期高齢システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和1年6月26日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番59	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和1年6月26日	I-4-① 実施の有無	実施する	未定	事後	
令和1年6月26日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令については未定)	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令については未定)	事後	
令和1年6月26日	I-5-① 部署	大阪狭山市市民部保険年金グループ	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ	事後	
令和1年6月26日	I-5-② 所属長の役職名	保険年金グループ課長 塚田 直	課長	事後	
令和1年6月26日	I-7 請求先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I-8 連絡先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	
令和3年9月17日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令については未定)	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令については未定)	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年8月2日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年8月2日時点	事後	
令和4年3月11日	I-4-① 実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年3月11日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令については未定)	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 83の項 (主務省令については未定) 別表第二における情報照会の根拠 82の項 (主務省令第43条の2の2)	事前	
令和4年3月11日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月2日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月2日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅳ-6 情報提供ネットワークシステム との接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	